

# 那珂川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年12月25日

那珂川町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

那珂川町においては、平地農業地域と中山間農業地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なるため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間農業地域では、小規模で不整形な圃場が多く、鳥獣被害を受けやすい環境下であるなど耕作不利地が多い。また、担い手が少ないことも相まって、農地の集積・集約化が困難であり、集落営農の組織化、農業機械の共同利用などを推進していく必要がある。

一方、平地では、土地利用型の農業や施設園芸、畜産などが行われており、農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地の集積・集約化を図ると共に遊休農地が発生した場合は、隣接の耕作者を中心に呼びかけをするなど迅速な対応が必要である。

以上のような観点から、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、那珂川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）を踏まえ、目標年次を平成35年度とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

#### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成30年3月)	2, 9 1 0 ha	3 0 3 ha	1 0 . 4 1 %
3年後の目標 (平成33年3月)	2, 8 6 5 ha	3 2 0 ha	1 1 . 1 7 %
目 標 (平成36年3月)	2, 8 3 5 ha	3 3 0 ha	1 1 . 6 4 %

※農地面積は、農業振興地域整備計画の減少率を参照

※集積面積は、現状からの見込

#### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

##### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに協力する。

##### ② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化や貸借希望者の情報収集に努め、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

##### ③ 農地の利用調整と利用権設定について

町内の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の受け手が少ない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

##### ④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手			
		認定農業 者	認定新規 就農者	基本構想水 準到達者	特定農業団体その 他の集落営農組織
現 状 (平成30年3月)	1, 718 戸 ( 170 戸)	140 経営体	4 経営体	— 経営体	1 団体
3年後の目標 (平成33年3月)	1, 650 戸 ( 165 戸)	140 経営体	4 経営体	— 経営体	1 団体
目 標 (平成36年3月)	1, 600 戸 ( 160 戸)	140 経営体	4 経営体	— 経営体	1 団体

※現状の「総農家数(うち、主業農家数)」は、2015年農林業センサスの数値である。

※目標の数値は、「担い手への農地利用集積目標」を定めるための推計による参考値である。

※上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

## 2.遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成30年3月)	2, 910 ha	116 ha	3.99%
3年後の目標 (平成33年3月)	2, 865 ha	120 ha	4.19%
目 標 (平成36年3月)	2, 835 ha	122 ha	4.30%

※農地面積は、農業振興地域整備計画の減少率を参照

※遊休農地面積は、現状からの見込

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

#### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員は、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

さらに、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

## ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

## ③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確にする。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成30年3月）	7 人 （ 6 . 5 ha）	—法人 （ —ha）
3 年後の目標 （平成33年3月）	1 0 人 （ 1 0 . 0 ha）	—法人 （ —ha）
目 標 （平成36年3月）	1 2 人 （ 1 2 . 0 ha）	—法人 （ —ha）

※現状は、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価による  
（平成26年度から平成29年度の新規参入者数）

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

### ① 関係機関との連携について

県及び町、農地中間管理機構と連携し、町内の農地の借入れ意向のある参入希望者（法人を含む。）の要望に対応する。

### ② 新規就農フェア等への参加について

町、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

### ③ 企業参入の推進について

企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構等の活用により、積極的に企業参入の推進を図る。

### ④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。